

令和8年度

浜松市ベンチャーデット活用事業

スタートアップ 公募要領

令和8年9月

浜松市 産業部 スタートアップ推進課

目次

1	ベンチャーデット活用事業の概要	2
1-1.	事業の概要	2
1-2.	公募の概要	3
1-3.	交付金対象となる事業者	3
2	交付対象事業者の要件	4
2-1.	交付対象事業者の要件	4
3	交付対象事業の要件	6
3-1.	交付対象事業の概要	6
4	交付対象費目の要件	7
4-1.	交付金対象費目	7
5	申請の手続き等	8
5-1.	申請方法	8
5-2.	申請受付期間	8
5-3.	申請書類	8
5-4.	申請に関する注意	10
6	審査について	11
6-1.	審査のプロセス	11
6-2.	審査結果の通知	12
6-3.	審査結果の公表	13
7	交付金の交付	13
7-1.	交付金の支払い	13
7-2.	交付金の交付に際しての遵守事項	13
8	支援期間と支援期間終了後の対応	14
8-1.	成長支援	14
8-2.	財務管理体制の強化	14
8-3.	支援期間終了後の対応	15
9	交付決定の取り消し、その他注意事項	15
9-1.	交付決定の取り消し	15
9-2.	支援で得られた成果の取り扱い	16
9-3.	取得財産の管理	17
10	問い合わせ先	17

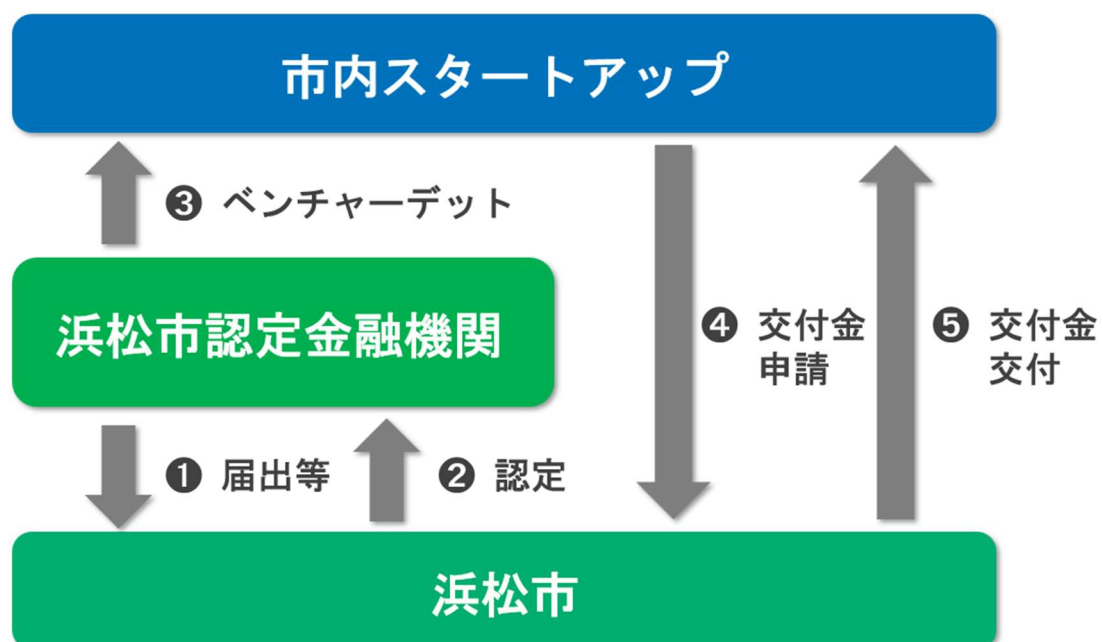
1. ベンチャーデット活用事業の概要

1-1. 事業の概要

全国的に金融機関によるベンチャーデット等のスタートアップ支援を強化する動きが高まっており、特に、地域の金融機関のベンチャーデットを受けたスタートアップは、融資元金融機関のネットワークや支援メニュー等の活用が可能で、地域での成長の加速化に繋がっています。

本事業は、急成長を目指す市内のスタートアップに対して、豊富な経験とネットワーク等を有する地域の金融機関からのベンチャーデットを促進し、資金調達環境の活性化と成長の加速化を図ることを目的に実施するものです。

本事業では、浜松市が認定する、地域金融機関のベンチャーデットと同額の交付金を交付するとともに、最大2年間、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても併せて支援します。



1-2. 公募の概要

本事業では、金融機関を認定しており(上図①②)、認定した金融機関からのベンチャーデットによる融資(上図③)を受けるスタートアップが、交付金に申請することが出来ます。(上図④) 本公募要領では、交付金を申請するスタートアップを募集します。認定申請書の受付期間は次のとおりです。

【事前相談期間】

令和8年9月24日(木)～令和8年10月30日(金)

【申請受付期間】

令和8年11月2日(月)～令和8年12月11日(金) 17時

＜スケジュール(予定)＞

時期(令和8年度)	内容
令和8年9月24日(木)	事前相談 受付開始
11月2日(月)	スタートアップ 公募受付開始
12月11日(金) 17時	スタートアップ 公募締切 ※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。また、申請書の受領連絡は、いたしません。
令和9年1月頃	プレゼンテーション審査
	採択事業者の決定
令和9年3月頃	交付金交付

1-3. 交付金対象となる事業者

交付金の交付対象となる事業者は、交付対象事業を実施しようとするもので、浜松市が認定した金融機関(以下「認定金融機関」という。)から、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、ベンチャーデット(※1)による融資を受ける事業者です。

交付金は、予算の範囲内で、総合的な判断のもと採択事業者を決定します。

交付対象事業者の要件については「2. 交付対象事業者の要件」を、交付対象事業の要件については「3. 交付対象事業の要件」を、ご参照ください。

※1 本事業におけるベンチャーデットとは、金融機関からスタートアップに対する融資のうち、成長資金の融資〔2年以上の借入期間における無担保及び無保証融資(ただし新株予約権の設定及び静岡県信用保証協会付(スタートアップ向け保証に限る*)は可)〕を実行するもの。

*スタートアップ創出促進保証、スタートアップ推進保証(ファンド協調型)

2. 交付対象事業者の要件

2-1. 交付対象事業者の要件

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに認定金融機関からの融資を受ける予定のスタートアップで、次の要件の全てを満たすものが対象です。認定金融機関は、浜松市「ベンチャーデット活用事業」のホームページをご覧ください。

■浜松市「ベンチャーデット活用事業」ホームページ

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/vs-sangyo/startupshien/venturedebt.html>

<要件>

- ① 国内に事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(1963(昭和 38)年法律第154号)第2条に規定する中小企業者)であって、みなし大企業に該当しないこと。(法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、交付金の交付までに日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。)

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

- ② 市内に本社又は専ら技術開発若しくは生産に供する事務所を置き、かつ、市内事務所において正社員を雇用し、認定事業を実施しようとするものであること。※1

- ③ 1人以上の市内従業員(本社が市外の事業者の場合は、3人以上)を雇用していること。※2
- ④ 認定金融機関からのベンチャーデット又はベンチャーデット意向確認書を受けていること。
- ⑤ 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア. 浜松市ファンドサポート事業費交付金交付要綱に基づく交付金の交付を受けた経験があるもの。 ※3
 - イ. 静岡県が定める静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱に基づく交付金の交付を受けた経験があるもの。
 - ウ. 静岡県が定める静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱に基づく静岡県が認定するベンチャーキャピタルから、認定期間中に出資を受けた経験があるもの。
 - エ. 浜松市スタートアップ成長支援事業のスタートアップ育成プログラムに採択された経験があるもの。 ※4
- ⑥ 市区町村税を完納していること。
- ⑦ 当該年度において、浜松市から同種の補助金(例:浜松市新産業創出事業費補助金等)の交付を受けていないこと。
- ⑧ 過去3年以内において、浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑨ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。

※1. 本社が市外の事業者の市内登記事務所については、シェアオフィスや単なる営業機能拠点のみの事務所は対象外。なお、申請時点において登記されていること。

※2. 申請時点において、1人以上の市内正社員の雇用は必須。本社が市外の事業者の場合は、申請時点において、1人以上の正社員を含む市内従業員3人以上を雇用(業務委託契約者は含まない)していること。

※3. ただし、過去に、浜松市ファンドサポート事業のデット枠にて交付金の交付を受けた経験があるものは対象外。

※4. 個人として採択を受けている場合、その個人が設立し代表を務める法人は対象に含む。

3. 交付対象事業の要件

3-1. 交付対象事業の概要

- 事業期間：事業開始から2年以内

※原則令和9年3月から令和11年2月までとする。

- 交付額：予算の範囲内で、下記のとおり金額を上限とします。

記

交付金の額の上限(千円未満切り捨て)
認定金融機関からの融資額と同額以下とし、交付金の対象経費の2分の1以内の額のうち、4,000万円(本社が市外の事業者は3,000万円)を上限とする。

※ 過去に浜松市ファンドサポート事業交付金の交付を受けている場合、本事業の交付金上限金額は、浜松市ファンドサポート事業の交付確定金額と合算して7,000万円が上限です。

※ 審査の結果、交付金交付額が申請額以下となる場合があります。

- 対象分野：表1(成長7分野)のいずれかに該当する分野であること。

申請された事業が表2に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、対象とはなりません。

- 対象事業：浜松市が、「はままつ産業イノベーション構想」で位置づけた「成長7分野」に関連性があるものとします。

※ 「成長7分野」については表1を参照ください。

※ 浜松市をこれまで支えてきた高度なものづくりの技術に基づく新しい部品や機器・製品の創出のみならず、発展著しい情報通信技術(ICT)を活用した新しいサービスの創出も対象に含めます。また、新しい顧客価値の創出に向けた意欲的な試みも対象とします。

※ 令和8年度において、同種の補助金(静岡県ファンドサポート事業、浜松市新産業創出事業費補助金等)の交付決定を受けることはできません。

【表1】

分野名
健康・医療関連分野
次世代輸送用機器関連分野
環境・エネルギー関連分野

新農業関連分野
光・電子関連分野
デジタル関連分野
ロボティクス関連分野

※ 申請事業の該当分野が不明な場合は、事務局までご相談ください。

【表2】

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動に関する事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業（建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業）。ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち市長が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

※不明点がある場合は、事務局にご相談ください。

4. 交付対象費目の要件

4-1. 交付金対象費目

交付金の対象となる費目は、交付対象事業の事業開発及び研究開発に関連し、認定事業者の事業の成長と発展に資すると認められる次の費用です。

対象費目に関して判断に迷う場合は、事前に事務局までご相談ください。

I.売上原価・製造原価	仕入代金、材料費、外注費、労務費、経費
II.販売費及び一般管理費	人件費、消耗品費、旅費、研究開発費、その他経費
III.その他固定資産取得費等	土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費
IV.その他経費	その他経費

- 「IV.その他経費」は、市内本社企業に限り利用が可能で、M&A に伴う仲介手数料、デューデリジェンス費用、監査法人への委託費用等を対象とします（M&A 買収資金は対象外）。

- 交付対象費目として認められない経費(一例)
交際費・食料費・寄付金・賠償金・投資金・出資金・借入金の返済・配当 等
※あくまでも一例です。判断に迷う場合は事前に事務局にご相談ください。
- 交付金対象費目・支出に関する注意事項
 - ・ 支払を証明することができないもの、事業との関連を説明できないものは対象外経費です。
 - ・ 固定資産の取得自体が事業活動の中心となるものは対象外となります。
 - ・ 不適切な支出が発覚した場合、交付金返還対象となる可能性があります。
 - ・ 交付対象経費の支出は、成果目標達成のための最も安価かつ効果的なものであって、一般的に考え過度な支出は認められません。

5. 申請の手続き等

5-1. 申請方法

- はままつスマート申請システムから申請ください。【受付: 令和 8 年 11 月 2 日～】
浜松市ベンチャーデット活用事業ホームページに「はままつスマート申請システム」
の申請フォームを公開予定です。
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/vs-sangyo/startupshien/venturedebt.html>

5-2. 申請受付期間

申請書の受付期間は次のとおりです。

令和 8 年 11 月 2 日 (月) ～ 令和 8 年 12 月 11 日 (金) 17 時

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

5-3. 申請書類

下記の交付申請書一式を添付してください。

(申請にあたっての留意事項)

- ・ 申請書は日本語で記載してください。
- ・ 必要に応じて、文中に図表や画像等を貼付していただいても構いません。
- ・ 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。
- ・ 代表者印の捺印又は代表者の署名が必要な書類は原本を提出してください。
- ・ グレー色を付けている書類は指定の様式がありますので、「ベンチャーデット活用事業」に公開している様式をご活用ください。

< 共通申請書類 >

No.1	交付金交付申請書
No.2	事業提案書
No.3	利害関係の確認について
No.4	申請書別添資料（EXCELデータ） （サマリー情報、事業計画（向こう10年）、資金計画（向こう10年）、プロジェクトの実施期間と実施日程、交付対象事業に要する総事業費・交付金申請金額）
No.5	会社定款
No.6	登記事項証明書
No.7	決算関係書類（直近3期分）
No.8	本社の所在する市区町村税の納税証明書（未納がないことを証する書類） ※浜松市内に本社を有していない場合のみ提出
No.9	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し ※浜松市民の給与所得者を雇用している場合のみ提出 ※非該当の場合は、別の様式を提出
No.10	浜松市内雇用人数を確認できる書類 （例. 雇用契約書、労働者名簿、雇用保険関係書類、組織図・従業員配置表、その他市が必要と認める書類等）
No.11	浜松市内の事業所の状況が確認できる写真（画像データ） ※浜松市内に本社を有していない場合のみ提出
No.12	金銭消費貸借契約書等の融資契約に係る全ての書類
No.13	認定金融機関から融資を受けていることが分かるもの （例. 通帳表紙と振込金額部分のコピー等） ただし、これから融資を受ける場合には、 【別紙1】ベンチャーデット意向確認書（認定金融機関） ※認定金融機関が記載すること
No.14	ベンチャーデットの返済計画に関する資料 （例. 認定金融機関から融資を受けた際に提出した事業計画や返済計画等）
No.15	【別紙2】スタートアップの評価及び支援計画（認定金融機関） ※認定金融機関が記載すること

※「No.8 本社の所在する市区町村税の納税証明書」について

本社が所在する市区町村の税証明発行窓口で、「全ての税目で未納額が無いことが分かる」証明書を取得してください。（東京 23 区の場合、窓口は、原則都税事務所となりますが、軽自動車税など区に納めている税金がある場合は区役所でも証明書を取得してください）
浜松市内に本社がある場合は、提出は不要です。

＜追加申請書類＞

※「2-1. 交付対象事業者の要件」における⑤の「ウ. 静岡県が定める静岡県ファンドサポート事業交付金交付要綱に基づく静岡県が認定するベンチャーキャピタルから、認定期間中に投資を受けた経験があるもの。」で申請する場合のみ提出。

No.16	投資契約書 又は 投資契約に係る全ての書類 ※作成前の場合は、【別紙3】投資等意向確認書（認定VC）を添付してください。
No.17	認定VCから投資を受けていることが分かるもの （例. 通帳の表紙と振込金額部分のコピー等）

※交付申請書一式の提出について、はままつスマート申請システムへの電子ファイルのアップロードによる受付とさせていただきます。

5-4. 申請に関する注意

（1）一般的注意

- 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます場合がありますのでご注意ください。
- 提出された申請書類等は返却しませんのでご了承ください。

（2）秘密の保持

申請書一式は、本事業の交付金交付申請に係る審査のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報等は、法令等に基づく場合の提供を除き、交付金交付申請に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

（3）申請書の記入言語

申請書は日本語で記載してください。

6. 審査について

6-1. 審査のプロセス

書類審査の後、プレゼンテーション審査を経て、浜松市が総合的な判断のもと交付対象事業者を決定します。

(1) 書類審査(一次審査)

応募内容が、前述した「2. 交付対象事業者の要件」「3. 交付対象事業の要件」「4. 交付対象費目の要件」に該当しているかを審査した後、有識者で構成する交付審査会にて、プレゼンテーション審査(二次審査)に進む事業者を決定します。

(2) プレゼンテーション審査(二次審査) ※令和9年1月頃 開催予定

① 浜松市ベンチャーデット活用事業交付審査会

有識者で構成する交付審査会でプレゼンテーション審査を実施し、その結果を採択者決定の判断基準としていきます。

審査会の日程及び詳細については、後日、お知らせします。

② 審査項目

(ア) 事業構想の完成度と実現可能性

- 顧客のニーズやペインを具体的に把握しており、それに対応したビジネスとなっているか。
- 顧客に対する市場規模は広がりがあり、事業の成長性や収益性があるビジネスか。
- 新規性のある事業アイデアやユニークな技術シーズが盛り込まれ、競争優位性があるか。
- 事業実現可能な知見・経験値・トラクションがあり、認定事業期間終了後概ね3年以内(事業開始から5年以内)に事業化が達成・進展される可能性が高いか。
- 経営者、マネジメントチームや実施体制が、事業推進成功を期待できるか。
- 予想される事業リスク(市場変動、技術革新等)への対策が適切か。

(イ) 地域への経済効果

- 浜松市での自社の事業拡大(売上、雇用、事業所拡大、設備投資等)

をどの程度見込んでいるか。

- 浜松市内企業や大学との協業、取引の可能性はあるか。
- 市内企業の成長分野への事業拡大や生産性向上等による地域企業の活性化や市民の QOL 向上等、地域全体の活性化・経済活性化へ寄与するのか。

(ウ) 交付金の使途と妥当性

- 事業計画実現のために本交付金が必要か。

(エ) ベンチャーデット活用の必要性・妥当性

- ベンチャーデットによる資金調達の目的が明確で、調達資金が企業価値の向上や事業の成長に資するものとなっているか。
- 追加資金調達計画を含めてベンチャーデットの返済計画に合理性があり、債務負担が事業成長を阻害する過大な水準になっていないか。

(3) 特記事項

- 審査委員が申請案件と何らかの利害関係があると浜松市が判断した場合、当該申請案件の審査から当該審査委員を除外します。
- 審査は非公開で行われます。審査内容に係わるお問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。
- 申請当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は、直接、間接を問わず禁止します。当該活動が判明した場合は、当該申請案件の審査対象からの除外、採択された場合は、採択の取り消し等、浜松市において必要な措置を講じます。

6-2. 審査結果の通知

- (1) 採択された事業者(以下「認定事業者」)への結果通知の時期は、採択決定後速やかに行います。
- (2) 審査結果の通知方法は、書面にて申請者宛通知します。
- (3) 審査の内容によっては、実施内容や交付対象経費範囲を変更することが採択の条件となる場合があります。そのような変更を伴う当該「条件」に対し申請事業者において不服がある場合は、申請そのものを取り下げることができます。
- (4) 認定事業者について、採択の条件等がある場合は申請内容を条件に沿って修正するなど必要な調整を行ったのち、速やかに浜松市から認定事業者に対し交付決定を通知します。

(5) 交付金額は、予算額や採択される案件の数等を総合的に勘案し、浜松市が決定します。

(6) 不採択の場合も、評価結果を添えて、申請事業者に対し書面にて通知します。

6-3. 審査結果の公表

認定事業者については、令和9年2月頃に、事業者名や事業の概要等を公表する予定です。

7. 交付金の交付

7-1. 交付金の支払い

認定事業者に対する交付金は、所定の手続きを経て、速やかに全額交付します。ただし、認定金融機関からの融資が実行されたことを確認させていただきます。

認定事業者は、法令及び浜松市ベンチャーデット活用事業費交付金交付要綱、交付決定の条件等に従い、善良な管理者の注意をもって認定事業を行うとともに、他の用途への使用はできません。なお、認定事業者に違反があった場合は、浜松市は交付決定の取り消し等を含む適切な措置をとります。

7-2. 交付金の交付に際しての遵守事項

認定事業者は以下の項目を遵守してください。違反があった場合は、浜松市は交付決定の取り消し等を含む適切な措置を行います。

- (1) 交付決定通知書で指定する期間内に事業に着手すること。
- (2) 交付金は、申請書に記載した事業(以下「認定事業」という。)以外の目的に使用しないこと。
- (3) 交付金を財源に新たに取得又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもってこれを管理すること。また、認定事業者の他の事業の担保等に供することを禁止する。
- (4) 認定事業に関わる経理と他の経理を明確に区別すること。
※交付金管理専用口座(新規口座開設、既存の 0 円口座の使用など)のご用意をお勧めします。
- (5) 資金の流れがわかる証拠資料(請求書、領収書等)を適切に保管すること。

- (6) 認定事業の内容の変更が生じた場合には、速やかに浜松市に報告し、必要に応じて変更申請をすること。
＜承認が必要な場合＞
 - ① 費目内で新規に 200 万円以上を計上する場合
 - ② 交付金額の 20%を超える額を変更する場合
- (7) 認定事業が、申請した期間内に完了しない、又は、その期間内の遂行が困難となった場合は、速やかに浜松市に報告し、協議すること。
- (8) 事業環境の大幅な変化等により、認定事業を計画の途中段階で中止又は廃止の判断に至った場合は、速やかに浜松市に報告し、当該事業の中止又は廃止に関し承認を得ること。交付金の扱いについても浜松市と協議すること。
- (9) 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は、毎年度実績報告書を浜松市に提出すること。
- (10) 支援終了時、認定事業に係る「認定事業終了報告書」及び「認定事業収支報告書」を提出すること。
- (11) 支援終了時、未使用の交付金がある場合は、市に返納すること。
- (12) 認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は保管すること。
- (13) 市税の滞納をしないこと。

8. 支援期間と支援期間終了後の対応

採択公表後、浜松市は、認定事業者が申請した事業期間をもとに、事業期間(以下「支援期間」という。)を認定し、認定事業者に通知します。

8-1. 成長支援

支援期間において、認定事業の進捗確認及び事業者の成長を支援するため、認定事業者に対して定期モニタリング及び成長支援を行ってまいります。具体的には、事業者の成長ステージに合わせ、メンタリングやセミナー、キーパーソンの紹介など、様々な支援メニューを用意しています。詳細については、採択時に説明します。

8-2. 財務管理体制の強化

交付金は、公金であり、適切な管理が求められます。そのため、支援期間において、認定事業者に対して、適切な資金の使用と事業者の財務管理体制の強化を目的に、適時の経理指導と定期的な検査を実施します。

検査の過程で不正や不適切な支出、経費管理等が判明した場合は、認定事業の中止も含め、浜松市において適切な措置を講じることになります。検査回数については、必要に応じ変更する可能性がありますのでご留意ください。

8-3. 支援期間終了後の対応

- (1) 支援期間終了後概ね 3 ヶ月後を目安に、本事業を通じ提供した支援の成果や認定事業者におけるその後の取り組み等を確認するため、『「浜松市ベンチャーデット活用事業」認定事業終了事業者成果報告会』を開催します。認定事業者にはプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) (1)で説明された取り組みを継続的にフォローしていく目的で、浜松市は認定事業者に対し、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は事業の進捗状況を定期的に報告していただきます。
- (3) 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年を経過した時点で、本ベンチャーデット活用事業による支援の結果として、認定事業者が、支援期間終了後に安定的・持続的に収益を生み出す状態に転換した場合、浜松市としては認定事業者に対し、本事業を通じ提供した支援の相応の対応として、浜松市内の企業への投資又は浜松市への寄附等をお願いさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。投資又は寄附の額については、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年目の営業利益の 5%が目安で、交付金交付確定額を上限とします。実施のタイミングについては継続的に協議させていただきます。

9. 交付決定の取り消し、その他注意事項

認定事業者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は、浜松市に事業所等を置く必要があります。認定事業者に違反があった場合は、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消します。

9-1. 交付決定の取り消し

認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。以下の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間においても適用があります。

- (1) 交付金を他の用途に使用をしたとき。
- (2) 認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 認定事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めら

れた場合において、市からの是正指示に従わなかったとき。

- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 認定事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。
- (6) 認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。
- (7) 認定事業者が市の求める認定事業の実施状況などの実地調査に応じなかったとき。
- (8) 認定事業者が市の求める交付金の使途及び帳簿等の実地検査に応じなかったとき。
- (9) 市内事務所を休止又は廃止したとき。
- (10) 上記のほか、交付金を交付することが不適當であると市長が認めたとき。

《交付金の返還を求める具体例》

① 市外への転出

認定事業者がその住所又は事務所を浜松市内から市外に移した場合においては、【9-1 交付決定の取り消し】の(9)にあたり、浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

② M&A、事業譲渡

認定事業者が会社全体を売却又は対象事業を他社に事業譲渡し、【9-1 交付決定の取り消し】の(9)にも該当する場合には、認定事業者の地位を放棄したものとみなし、浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただくよう求めます。

※①、②のほか、交付金を交付することが不適當であると市長が認めたときには浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

9-2. 支援で得られた成果の取り扱い

- (1) 認定事業者が、支援の成果、実用化・製品化に関し何らかの対外発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する場合は、浜松市に対して実施内容を事前に報告してください。
- (2) 記者会見又は報道発表については、公開の3週間前に報告してください。
- (3) 事前報告の態様は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知も可能です。浜松市からの受領の連絡をもって事前報告義務は履行されたものとします。

- (4) 公開内容について、認定事業者は浜松市と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

9-3. 取得財産の管理

- (1) 本事業における取得財産の所有権は認定事業者にあります。これを処分しようとする時は、あらかじめ浜松市の承認を受ける必要があります。認定事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、認定事業者は、認定事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は当該資産を交付金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。
- なお、当該資産を目的外使用することにより収入金があった時は、浜松市の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。
- (2) 認定事業者は、認定事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、浜松市に届出書を提出する必要があります。
- (3) 本交付金で取得した固定資産等は、圧縮記帳を適用することが可能です。

10. 問い合わせ先

（浜松市ベンチャーデット活用事業事務局）

有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所 担当者：佐藤

E-mail: hamamatsu_venture-debt@tohmatu.co.jp

TEL: 054-273-8091(代表)

（浜松市ベンチャーデット活用事業事務局）

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 担当者：永井・柴田

E-mail: vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp